

「長野県が県民に往来の必要性について改めて検討を求めている 都道府県」在住の患者さんの診療について（お願い）

令和2年9月25日
長野県立こども病院長

当院の小児・周産期高度専門医療の機能を維持するため、令和2年9月25日（金）から当面の間、次のとおりの対応とさせていただきますこととします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 当院が制限を設ける県外患者さんの範囲について

- (1) 「長野県が県民に往来の必要性について改めて検討を求めている都道府県」にお住まいの方について、下記2以降の対応をいたします。
- (2) 「長野県が県民に往来の必要性について改めて検討を求めている都道府県」とは、長野県が定めている「直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5.0を上回っている都道府県」を指します。
- (3) 「長野県が県民に往来の必要性について改めて検討を求めている都道府県」の情報については、以下の外部ページをご確認ください。

他都道府県での新型コロナウイルス感染症の感染状況のモニタリングについて

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html#tatodohukenmonitoringu>)（県HP）

2 「長野県が県民に往来の必要性について改めて検討を求めている都道府県」 在住患者さんの診療について

(1) 入院について

入院の場合には、長野県入りされてから2週間が経過するまでは原則行動制限を伴う病室等に入ってください、その期間は毎日感染症状の有無を観察させていただきます。

なお、患者さんおよびご家族含め、院内での生活等について多くの制限が掛かりますので、ご了承ください。

また、上記制限の対象となる者は、入院時点で「長野県が県民に往来の必要性について改めて検討を求めている都道府県」在住の患者さんとしてします。

(2) 外来について

患者さんもしくはご家族に症状がある場合は、別室にご案内の上、診察します。